

那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託仕様書

目 次

1	業務名	p 1
2	目的	p 1
3	履行期間	p 1
4	前提条件・制約条件等	p 1
5	実施体制	p 1
6	委託内容	p 1
6-1	概要	
6-2	委託内容	
	(1) アプリの構築及び運用保守	
	(2) ポイントプログラムの提供	
	(3) 利用者へのインセンティブの企画調整及び交換業務	
	(4) 本事業への参加を促すプロモーションの実施	
	(5) 本事業の対象者へのアプリ活用支援	
	(6) 那須塩原市データ連携基盤との連携	
	(7) 本事業の評価及び分析業務	
7	成果物	p 6
8	下請負・再委託	p 7
9	委託料の支払	p 7
10	その他留意事項	p 7
11	担当課	p 9
	別紙 1 機能要件一覧	
	別紙 2 実装ガイド	
	別紙 3 個人情報取扱特記事項	

1 業務名

那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託

2 目的

スマートフォン用の健康ポイントアプリケーションソフトウェア(以下、「アプリ」という。)を導入し、健康ポイント(以下、「ポイント」という。)をためやすく、使いやすくすることで、市民の健康づくりへの意欲を喚起するとともに、運動習慣の定着等を促し、市民の健康寿命の延伸を実現することを目的とする。

3 履行期間

・アプリの導入

契約日の翌日から令和6年9月30日まで

・アプリの運用保守

令和6年10月1日から令和9年3月31日まで

4 前提条件・制約条件等

本仕様書に記載する要件について、次の場合においては、実現手段が記載のとおりでなくとも可とし、提案する機能を利用した具体的な実現方法を別途提案するものとする。

- (1) 機能の統合や分割等により、作業の効率化や業務の改善が図れる場合
- (2) 業務プロセスにおいて必要と考える場合
- (3) 第三者の権利を侵害する場合

5 実施体制

(1) 業務責任者

本仕様書に示す全工程(作業)の業務責任者を置くこと。

(2) 実施計画

受託者は、那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託(以下、「本業務委託」という。)に関する実施計画を策定し、計画的に業務委託を実施するものとする。ただし、委託者においてこの計画に異議があるときは、受託者と協議して決定するものとする。

また、委託者は受託者に対し、随時業務委託の実施状況の報告を求めることができるものとする。

6 委託内容

6-1 概要

那須塩原市デジタル健康ポイント事業(以下、「本事業」という。)は、アプリを用いて、利用者が実施した健康づくりに繋がる行動に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて特典(以下、「インセンティブ」という。)を与えることで、健康づくりへ

の意欲向上、運動習慣の定着等を促す事業である。

本業務委託は、本事業で使用するアプリの構築及び運用保守、健康づくりに繋がる行動によりポイントが付与される仕組み（以下、「ポイントプログラム」という。）の提供、インセンティブの企画調整及び交換業務、本事業のプロモーション及びそれらに付随する業務を実施するものである。

また、本事業は、次に示す対象者、利用人数及びスケジュールを想定しているため、同内容に即した委託内容で本業務委託を実施すること。

(1) 対象者

各年度4月1日時点で満18歳以上の那須塩原市民

(2) 想定利用人数

人数は、登録アカウントの人数とする。また、各年度の人数は、累計値とする。

令和7年3月末時点 1, 500人

令和8年3月末時点 3, 000人

令和9年3月末時点 5, 000人

(3) スケジュール

令和6年6月～ 契約締結、準備期間（アプリの構築・仕様調整、運用テスト等）

令和6年10月 アプリの運用保守開始、利用者募集開始

※ 詳細なスケジュールは、委託者と受託者が協議の上、決定する。

6-2 委託内容

(1) アプリの構築及び運用保守

① 基本的事項

- ・参加方法の簡便化および活動の継続支援のため、アプリを利用者に無償で提供すること。
- ・運用開始までに必要な調達費や、導入後の利用料等、アプリの調達に関わるすべての費用は委託料に含まれるものとする。
- ・アプリは、次の「③機能要件」に定める要件を満たしていること。なお、委託者の求める要件に基づき、必要に応じて既存の製品をカスタマイズしても良い。
- ・アプリの想定ダウンロード数は、「6-1(2)想定利用人数」に記載の人数を目安とするが、想定を上回った場合でも十分耐えられるような構成をあらかじめ確保しておくこと。
- ・アプリや管理画面等で必要となるサーバ類は、受託者において管理及び運用すること。
- ・アプリのインストールから実際のポイント獲得までのタイムラグは極力排し、利用者のモチベーションが高いうちにすぐアプリ機能を使用できるようにすること。
- ・アプリの画面キャプチャ画像等については、本業務委託の期間中および契約期間の満了後も市民に対し広報活動を行う等の用途のため、委託者が加工することも含め二次利用できるものとする。

② 調達範囲

アプリの調達に関わる、以下すべてを調達範囲とする。

- ・ソフトウェア一式（付随して必要となるライセンス含む）
- ・必要な機器/サービス一式（サーバ機器、サーバ利用料等）
- ・アプリ構築作業並びにアプリストアへの登録に関わる作業
- ・運用開始後の運用保守に関わる作業
- ・その他上記に付帯する作業

③ 機能要件

- ・機能要件一覧（別紙1）に定める要件を満たすこと。
- ・「必須機能」は、実装を求める機能であるため、全て対応可とすること。

(2) ポイントプログラムの提供

① 基本的事項

- ・アプリ利用者に対して、ポイントプログラムを企画し、実施すること。
- ・利用者が、ポイントが付与される健康づくりに繋がる行動（以下、「ポイント種別」という。）を実施した内容をアプリ上に記録する機能を実装すること。なお、ポイント種別の設定は偏りがないようにすること。
- ・利用者が、アプリ上で取り組みの成果や健康状態の変化を確認できること等、利用者の意欲の向上が図れる内容とすること。
- ・ポイント種別の内容、認定基準、ポイント付与数、ポイント付与回数制限（月1回、年1回等）、ポイントの失効期限、年度毎のポイント付与総数等は、次の(3)②で示す「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算上限額」を勘案し、設定すること。
- ・ポイントプログラムの内容は、委託者と受託者が協議の上、最終決定する。

② ポイント種別

- ・ポイント種別は、次に参考例として内容を示すが、実施する内容は提案によるものとする。
- ・ポイント種別は、委託者と受託者が協議の上、最終決定する。

種別	内容
1. 運動	・ 歩数、その他運動の記録
2. 健診	・ 特定健診、人間ドック、がん検診等を受診した情報（受診日、受診機関）の記録
3. 健康記録	・ 身体に係る基礎的データ（体重、血圧等）の記録 ・ 食に関する情報の記録
4. 参加	・ 指定のイベントや講座への参加の記録
5. その他	・ アンケート回答 ・ アプリの新規登録 ・ アプリへのログインのボーナス 等

(3) 利用者へのインセンティブの企画調整及び交換業務

① 基本的事項

- ・受託者は、利用者へのインセンティブの企画調整及び交換業務（調達及び発送業務）を実施するものとする。
- ・利用者が獲得したポイントは、アプリ上でインセンティブに交換申請できるようにするものとする。
- ・インセンティブの内容は、委託者と受託者が協議の上、最終決定する。

② インセンティブに係る費用

- ・各年度の「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算上限額」は、次のとおりとする。また、当該費用には、インセンティブの調達費用、梱包費用、発送作業費、郵送費用、抽選作業費、その他付随する費用が含まれるものとする（アプリへの機能付与による開発費は除く）。

令和6年度 4, 333, 500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和7年度 8, 667, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和8年度 12, 840, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- ・各年度の「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算上限額」は、次に示す発送人数を想定し積算しているが、具体的な対象人数は提案によるものとする。

令和6年度 1, 350人

令和7年度 2, 700人

令和8年度 4, 000人

- ・「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算」は、年度毎の精算払いとし、年度毎の予算上限額は、超えられないものとする。そのため、インセンティブの設定に当たっては、予算上限額の範囲内で、各年度3月末日までに変更契約が完了できるように留意すること。

③ インセンティブの設定

- ・インセンティブは、指定のポイント数を集めると応募ができるものとする（抽選で当選するもの等）。
- ・インセンティブは、1年間を通して活動を継続させる意欲を喚起するため、年1回の「長い周期」でのインセンティブの設定を行うとともに、利用者が短期目標をたてやすいように月1回等の「短い周期」での設定も併せて行うこと。
- ・インセンティブは、那須塩原市共通商品券（500円券）、地元特産品、電子マネー、電子クーポン、受託者が独自で提供可能なもの等とし、各年度の「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算上限額」を勘案の上、設定すること。
- ・インセンティブは、デジタルの那須塩原市共通商品券への交換や、ポイントをスマホメニューから決済に利用できる「地域通貨（仮称：なすしおばらコイン）」に変換できる機能を将来的見込んでいるため、導入することが決定した場合には、実装すること。なお、それらのサービスの開始時期等の詳細については、未定であるため、決定次第、委託者と協議を行う。また、当該機能実装に係る費用は、見積金額

には含めないものとする。

※「地域通貨（仮称：なすしおばらコイン）」による決済方法は、QRコード読み取りによるMPM方法を想定している。

(4) 本事業への参加を促すプロモーションの実施

① 基本的事項

- ・令和6年度の利用者募集に当たり、市の施設等に設置するポスター、チラシの広報物を作成すること。広報物の仕様は、次の仕様を参考例とし、仕様以上のものは提案によるものとする。

ポスター： 100部（A2片面、コート紙、4C刷り、135kg、1種類）

チ ラ シ： 3,000部（A4両面、コート紙、4C刷り、46.5kg、1種類）

- ・その他、本事業への参加を促すプロモーションにおいて、実施する内容がある場合には、提案するものとする。

(5) 本事業の対象者へのアプリ活用支援

① 基本的事項

- ・対象者からの問合せ対応を行うため、コールセンターを設置すること。設置期間は、アプリ運用開始から令和8年度末まで（土日、祝日及び年末年始を除く）とし、開設時間は、9時から17時までを必須の時間帯とし、それ以上のものは提案によるものとする。
- ・市ホームページ等に掲載するための市民向けのアプリダウンロード方法マニュアル、アプリ操作説明マニュアルのPDFデータを作成すること。
- ・委託者が対象者へのサポートが行えるよう、管理者用マニュアルのPDFデータを作成すること。また、管理者向けアプリ操作研修及び管理システム操作研修を令和6年度に1回実施すること。
- ・その他、アプリに不慣れな層に対するサポート等、本事業の対象者へのアプリ活用支援において、実施する内容がある場合には、提案するものとする。

(6) 那須塩原市データ連携基盤との連携

那須塩原市データ連携基盤（都市OS）が有するAPIや公的個人認証機能と連携し、データ流通とID連携が可能な仕組みを具備すること。那須塩原市データ連携基盤との連携に向けた機能要件は、機能要件一覧（別紙1）No.66・No.67・No.68のとおりとする。

(7) 本事業の評価及び分析業務

① 利用者アンケートの実施

- ・アプリ上もしくはアプリからのリンク先にあるWEB上でアンケートを実施し、利用者の健康づくりに対する意識の変化等を計ること。
- ・アンケートは、アプリ利用開始時と各年度終了時に実施するなど利用開始時期と利

用開始してから一定期間経過後の利用者の意識変化等を計れる方法で実施すること。

- ・アンケートの結果は、分析を行い、報告書を作成し、毎年度末に委託者に提出すること。
- ・アンケートの設問は、委託者と受託者が協議の上、最終決定する。

② 事業評価の実施

- ・各年度末に本事業の評価を行い、事業報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・アプリ上から利用者の行動変容が分かるよう、数値の変化が分かるもの（歩数、体重など）の分析も行うこと。

7 成果物

(1) 内容

本業務委託に係る成果物及び提出期限は次表のとおりとする。また、成果物は電子データ（マイクロソフト Word、PDF 等）、紙媒体等で提出するものとする。

No.	成果物名	内容	提出期限	提出形式
1	業務実施計画書	作業項目、作業内容、役割分担などの記載のあるもの。工程表、業務実施体制、連絡網等。	事業計画立案時	電子データ
2	要件定義書（基本設計書等）	アプリ構築に係る必要な要件をまとめたもの。	要件定義時	電子データ
3	各種テスト資料	システムテスト、運用テスト、確認チェックリスト、アプリ審査に係る資料等。	テスト実施時	電子データ
4	本事業周知用ツール	チラシ、ポスターなど広報物一式。	利用者募集開始前	電子データ及び紙媒体
5	システム一式	アプリが利用できる状態をもって納品されたものとみなす。	運用開始前	電子データ
6	操作説明書	本システムの操作・利用マニュアル（市職員向け・市民向け）	・運用開始前 ・管理者向け操作研修時 ・運用後はシステム更新時	電子データ
7	運用・保守計画書	要件を満たす運用・保守に関する計画書、保守体制図等。	運用開始前	電子データ
8	作業結果報告書、障害報告書	本稼働後、作業が発生した場合に提出。	運用期間中随時	電子データ
9	業務完了報告書	アンケート結果報告書、事業評価分析結果報告書。	各年度末	電子データ

10	その他本業務委託の履行に当たり必要なもの	必要に応じて。	随時	電子データ又は紙媒体等
----	----------------------	---------	----	-------------

(2) 提出先

那須塩原市 保健福祉部 健康増進課（黒磯保健センター）
〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号

8 下請負・再委託

- (1) 受託者は再委託を行う場合は、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、本業務委託の業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して、適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務委託の業務の一部を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

9 委託料の支払

アプリの導入：業務完了後、精算払い
アプリの運用保守：年度ごとの実績に応じた、精算払い

10 その他留意事項

(1) 守秘義務・機密保護について

- ① 受託者が本業務委託の遂行上知りえた情報は、本業務委託遂行の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。本業務委託の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- ② 受託者は、提供資料の汚損、毀損若しくは盗難が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受託者の責任において本業務委託の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受託者は、速やかに報告書を発注者へ提出すること。
- ③ 受託者は、前号の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、委託者が受託者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

(2) 個人情報の取扱いについて

- ① 受託者が本業務委託の遂行上知り得た個人情報や法人情報、事業者売上情報等については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守し、他の目的への転用、第三者への提供等は行わないこと。本業務委託の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(3) 著作権等

作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ① 受託者は、本業務委託の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ② 本業務委託により作成された成果物の著作権、所有権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ③ 本業務委託の成果物に、受託者が従前から保有する知的財産権（特許、著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、委託者は、本業務委託の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ④ アプリの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。受託者は、委託者及び委託者から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しない。

(4) 危機管理体制の確保等

- ① 受託者は、常にサービスの向上と効率性の確保に向けた仕組みを整備するとともに、トラブルの未然防止対策やトラブルが発生したときの危機管理体制を確保すること。
- ② 万一、故障、障害等により、利用者とのトラブルが発生したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な措置を講じること。

(5) その他

- ① 受託者は、プロポーザルで提案し、実施する内容は、すべて見積金額に含めるものとする。
- ② 本仕様書で明記されていない事項であっても、本業務委託に付帯する作業については、履行しなければならない。
- ③ 契約期間満了時までには生じる法改正、制度改正等に起因する仕様変更には、本契約内で必要な対応を全て行うこと。また、契約期間中における軽微な仕様変更、機能改善、拡張等についても同様とする。
- ④ 本業務委託の履行に当たり、必要がある場合は、相互調整のため、委託者と十分な打合せを行うこと。
- ⑤ 本業務委託の履行に当たっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、委託者の指示に従い、適正な履行に努めること。
- ⑥ 受託者は、誰もがデジタル化による豊かさを享受できる創造性豊かなまちを実現することを目的とした「那須塩原データ連携基盤PJ協議会」へ参加すること。
- ⑦ その他、本業務委託の履行に当たり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、適宜委託者及び受託者双方の協議により処理する。

1 1 担当課

那須塩原市 保健福祉部 健康増進課（黒磯保健センター）

〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号